



参考資料

1 / 第四次くらしきハーモニープランの策定経過

	倉敷市男女共同参画審議会	倉 敷 市	議会及び市民
令和元年8月16日 ～9月17日			*男女共同参画に関するアンケート実施（市民・事業所）
令和2年4月14日	*市長から諮問（倉敷市男女共同参画基本計画の策定について） *第1回倉敷市男女共同参画審議会 ・次期（第四次）計画にかかる策定要領及び策定までのスケジュールについて審議		
令和2年6月2日		*第1回ワーキンググループ会議 ・現行（第三次）計画の概要及び達成状況について報告 ・現行DV防止計画の概要及び男女共同参画に関するアンケート結果について報告 ・次期（第四次）計画にかかる策定要領、策定スケジュールについて報告	
令和2年7月1日		*第2回ワーキンググループ会議 ・S W O T分析からの重点課題の検討について協議 ・本市骨子（案）について協議 ・パートナーシップ制度導入について協議	
令和2年7月21日	*第2回倉敷市男女共同参画審議会 ・現行（第三次）計画の進捗状況について報告 ・国の次期計画骨子（案）について報告 ・本市の現状と課題を整理本市骨子（案）について審議		
令和2年8月31日		*第3回ワーキンググループ会議 ・7/21開催の審議会での委員意見について報告 ・計画策定事業照会シートの照会結果について協議 ・評価指標・素案に係る作業について協議	
令和2年9月29日	*第3回倉敷市男女共同参画審議会 ・次期（第四次）倉敷市男女共同参画基本計画の素案について協議		
令和2年10月19日 ～10月30日			*倉敷市男女共同参画推進事業所認定制度認定事業所への調査（99ページ参照）



	倉敷市男女共同参画審議会	倉 敷 市	議会及び市民
令和2年10月13日		* 第4回ワーキンググループ会議 ・ 9/29開催の審議会での委員意見について報告 ・ 男女共同参画基本計画の素案について協議	
令和2年11月10日	* 第4回倉敷市男女共同参画審議会 ・ 次期（第四次）倉敷市男女共同参画基本計画の素案について協議		
令和2年11月16日			* 計画素案についてパブリックコメント実施（～12/15）
令和2年12月1日		* 第5回ワーキンググループ会議 ・ 11/10開催の審議会での委員意見について報告 ・ 男女共同参画基本計画の素案について協議	
令和2年12月22日	* 第5回倉敷市男女共同参画審議会 ・ 次期（第四次）倉敷市男女共同参画基本計画の素案について協議 ・ パブリックコメントで寄せられた意見について報告		
令和3年1月13日			* 計画素案についてパブリックコメントに寄せられた意見を集約し、市の考えとともに公表
令和3年1月14日		* 第6回ワーキンググループ会議 ・ 12/22開催の審議会での委員意見について報告 ・ 男女共同参画基本計画の素案について協議	
令和3年1月19日	* 第6回倉敷市男女共同参画審議会 ・ 次期（第四次）倉敷市男女共同参画基本計画の答申案について協議		
令和3年2月9日	* 市長へ答申（倉敷市男女共同参画基本計画の策定について）		
令和3年2月		* 答申を受けて計画成案を作成、決裁	
令和3年3月31日		* 基本計画策定	
令和3年4月1日		* 基本計画施行	



▲男女共同参画審議会の様子



▲男女共同参画審議会からの答申

2 倉敷市男女共同参画推進事業所認定制度認定事業所への調査

倉敷市では、一人ひとりの事情に応じた多様な働き方ができる環境整備等に積極的に取り組む市内の事業所等を認定し、公表することにより、事業所等における男女共同参画の推進及び発展を図ることを目的に、倉敷市男女共同参画推進事業所認定制度を実施しています。

令和2年10月時点において、累計で30事業所が認定されており、それぞれの事業所において、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでおられます。

今回の計画策定にあたって、認定事業所に協力をお願いし、男女共同参画に関する成果や課題について回答を頂きました。その一部をご紹介します。

男女共同参画に関する取り組みを行ってきたことの成果

- ・男女ともさまざまな職域を経験することで、他の部署との連携強化が図れた。
- ・業務効率化への意識向上につながった。
- ・社員の働きやすさの向上につながった。(安心して働き続けるための職場環境改善)
- ・男女ともにワーク・ライフ・バランス*が可能な職場づくりになってきている。
- ・自ら職域拡大を志願する女性職員が少しずつ増えてきている。
- ・女性が働きやすい職場になっており、女性の定着率が向上した。
- ・女性の育児休業の取得率100%を達成できた。男性の育児休業取得者も年々増加。
- ・介護休暇、介護休業を取得する職員もあり、家庭と仕事をバランスよくこなせる環境が整ってきている。
- ・企業のイメージアップにつながった。(採用におけるPR効果、特に若年層採用)

など、女性の就業継続や、性別に限らず誰もが働きやすい環境につながっていることがあげられています。

男女共同参画に関する取り組みの課題・問題

- ・育児休業や急に休まれた際の対応に難しさを感じている。
- ・職場における女性活躍の一方で、男性の家庭への参画に関する意識が低い。
- ・男性育児取得時の人材面、心理的なハードルが未だにある。
- ・男性も育児休業を取得しているが、短期間の取得がほとんどであること。
- ・子育て、家事、家族の面倒をみる等、未だに社会全体では男女が同じ条件となっていないこと。
- ・女性への配慮と、性的指向*に関する多様性の両立をすることが難しい部分がある。

など、特に男性の育児休業取得促進等が課題としてあげられています。

今回調査にご協力いただいた事業所は次のとおりです。調査についてご協力いただきありがとうございました。

調査に協力いただいた事業所	
株式会社いのうえ	玉島信用金庫
株式会社ザ・トップ	ペガサスキャンドル株式会社
株式会社ショーワ	水島信用金庫
株式会社創心會	両備ホールディングス株式会社
倉敷木材株式会社	他6社

※今回の調査にご協力いただいた事業所のうち、計画へ事業所名の掲載が可能な事業所のみ表示しています。



3

倉敷市男女共同参画審議会への諮問書、 倉敷市男女共同参画審議会からの答申書

男女 第 5 号

倉敷市男女共同参画審議会

会長 眞 次 浩 司 様

倉敷市男女共同参画条例（平成12年条例第43号）第29条の規定に基づいて、
第四次倉敷市男女共同参画基本計画の策定について審議会の意見を求めます。

令和2年4月14日

倉敷市長 伊 東 香 織



令和３年２月９日

倉敷市長 伊 東 香 織 様

倉敷市男女共同参画審議会

会長 眞 次 浩 司

第四次倉敷市男女共同参画基本計画の策定について（答申）

令和２年４月１４日付け男女第５号で諮問されたこのことについて，別添のとおり答申します。

別添 第四次倉敷市男女共同参画基本計画案

4 倉敷市男女共同参画審議会委員名簿

◎会長、○副会長 倉敷市男女共同参画条例第29条により設置

氏名	役職名	選出区分
◎ まつぐ こうじ 真次 浩司	倉敷市立短期大学 保育学科 教授	学識経験者 (5名)
○ やまもと あいこ 山本 愛子	岡山弁護士会 弁護士	
おおさわ きみこ 大澤 貴美子	岡山大学 グローバル人材育成院 准教授	
どい りえ 土居 里江	くらしき作陽大学 音楽学部 准教授	
あらい さわこ 荒井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部 講師	
いりふね いくこ 入船 郁子	岡山労働局 雇用環境・均等室 室長	関係行政機関の職員 (5名)
おおひら ひでこ 大平 秀子	岡山県男女共同参画推進センター 所長	
ぶん や まさる 文屋 勝	倉敷警察署 生活安全課 企画係長	
いぬい ともき 乾 知樹	倉敷市小学校長会 (倉敷市立第一福田小学校長)	
ふくぞえ のぶこ 福添 信子	倉敷市中学校長会 (倉敷市立郷内中学校長)	
あんどう まさと 安藤 正人	倉敷人権擁護委員協議会 委員	関係団体から 推薦された者 (4名)
さなだ ようこ 真田 洋子	倉敷市PTA連合会 副会長	
すなだ トシミ 砂田 トシミ	倉敷市民生委員児童委員協議会 監事	
おかべ ゆか 岡部 由佳	連合岡山 倉敷地域連絡会 (全天満屋労働組合 支部書記次長)	
いただに としあき 板谷 利昭	株式会社クラレ 倉敷事業所 総務部部長	
くさ か ともあき 日下 知章	株式会社山陽新聞社 常務取締役 倉敷本社代表	事業者から推薦された 者 (3名)
どうしょ あつし 堂処 篤史	倉敷商工会議所 青年部 会長	
えとう やすの 衛藤 靖乃	市民公募	市 民 (3名)
おの よしこ 小野 淑子	市民公募	
さかもと みえこ 坂本 美恵子	市民公募	

5 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを

いう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）



第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関



する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員

である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則

(平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則

(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正 令和元年 6 月 5 日同第 24 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二條—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の

別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に必要必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活におけ



る活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供す



る物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前



項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変

更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の



一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加える

ことができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の



懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十條第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二條 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用に

ついては、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三條 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日

二・三 略

四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八條第三項の改正規定（「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四條 この法律（附則第一條第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正 令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、

「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町



村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護 (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年



法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第十四条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等



に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身近につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員



に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。



第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用の

うち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者または配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二



十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

8 倉敷市男女共同参画条例

平成 12 年 12 月 22 日条例第 43 号
最終改正 平成 25 年 12 月 26 日条例第 53 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）
- 第 2 章 基本的施策（第 11 条—第 25 条）
- 第 3 章 ドメスティック・バイオレンスの防止
及び被害者の保護（第 26 条—第 28 条）
- 第 4 章 倉敷市男女共同参画審議会（第 29 条—
第 32 条）
- 第 5 章 意見の申出等（第 33 条）
- 第 6 章 雑則（第 34 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにし、男女共同参画の推進について必要な事項を定めることにより、男女の人権が尊重される男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、共に活動に参画し、かつ、責任を分かち合うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 主たる構成員が市民又は事業者である営利を目的としない団体をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手方の意に反した性的な言動を行うことにより当該相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応を理由に当該言動を受けた者に不利益を与えることをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間における身体的、精神的、性的、経済的又は社会的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。

- (2) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭及び地域における活動並びに職場における活動に対等に参画できること。
- (3) 社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されていること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者若しくは市民団体における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 男女が、対等な関係の下に、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等についての互いの意思を尊重し、生涯にわたり心身の健康が維持されること。
- (6) 男女平等の推進が、国際社会での取組を十分理解して行われていること。

（市の責務）

第 4 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。）を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、推進施策を実施するに当たり、市民、事業者及び市民団体（以下「市民等」という。）並びに県及び国と相互に連携と協力を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、男女共同参画社会についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、その事業活動において、男女が職場における活動に対等に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、職場における活動と家庭及び地域における活動との両立に配慮し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動において、セクシュアル・ハラスメント防止のための環境整備を行うよう努めなければならない。
- 4 事業者は、市が実施する推進施策及び推進施策に関する調査に協力するよう努めなければならない。

（市民団体の責務）

第 7 条 市民団体は、その活動において、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民団体は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

（教育における男女共同参画への配慮）

第 8 条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、教育の目的を実現する過程において、男女共同参画



の基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

- 2 男女は、子どもたちの教育に関し、あらゆる分野において、共に積極的に参画し、基本理念に配慮した子育てに協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止等)

第9条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス
- (4) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第3条の規定に基づく禁止行為

- 2 市は、前項各号に掲げる行為の防止について必要な広報その他啓発に努めなければならない。

(情報の表示に関する留意)

第10条 すべての人は、新聞、雑誌、ポスター等により情報を表示する場合、性別による固定的な役割分担、暴力、性的羞恥心等を助長するような表現を行わないように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第11条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

- 3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画の実施状況等の公表)

第12条 市長は、基本計画の実施状況等について、公表するものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第13条 市は、男女共同参画の推進について市民等の理解を深めるため、広報活動等適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進週間)

第14条 市は、市民等の男女共同参画を推進するに当たり、男女共同参画推進週間を毎年6月に設ける。

(教育及び学習の場における男女共同参画の推進)

第15条 市は、学校教育及び社会教育(職場における学習を含む。)において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習に必要な情報を提供するものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第16条 市は、市民等による男女共同参画の推進に関する活動に対して、情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(家庭等と職場の両立支援)

第17条 市は、男女が共に家庭及び地域における活動と職場における活動との両立ができるよう、子の養育、家

族の介護等について、情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(生涯にわたる女性の健康への支援)

第18条 市は、男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、対等な関係の下に、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について互いの意思を尊重し、女性が生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、学習の機会、情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(政策決定等の場への女性の参画促進)

第19条 市は、市における政策又は事業者若しくは市民団体における方針の立案及び決定の場への女性の参画を進めるために、必要な教育及び研修の機会の充実に努めなければならない。

(自営の商工業又は農林水産業における男女共同参画の推進)

第20条 市は、家族経営等による自営の商工業又は農林水産業に携わる男女が経営又は地域社会に参画する機会を等しく確保することができるよう、情報の提供その他の支援に努めるものとする。

(表彰等)

第21条 市長は、男女共同参画の推進を積極的に実施している市民等を表彰するとともに、これを公表するものとする。

(審議会等における積極的改善措置)

第22条 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

(調査研究)

第23条 市は、推進施策の策定及び実施に関し、調査研究等必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第24条 市は、市民等の協力の下に推進施策を推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、倉敷市男女共同参画推進センター(倉敷市男女共同参画推進センター条例(平成14年倉敷市条例第40号)第1条の倉敷市男女共同参画推進センターをいう。以下「推進センター」という。)を拠点として、推進施策を実施するとともに、市民等による男女共同参画の推進に関する活動を支援するものとする。

(相談の対応等)

第25条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の形成を阻害する行為に関し市民等から相談があったときは、必要に応じて関係機関と連携を図り、適切に対応するよう努めるものとする。

第3章 ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護

(DV防止計画)

第26条 市長は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的



な計画（以下「DV 防止計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、DV 防止計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。
- 3 市長は、DV 防止計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、DV 防止計画の変更について準用する。

（配偶者暴力相談支援センター）

第27条 市は、推進センターにおいて配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第2項（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の配偶者暴力相談支援センターをいう。）としての機能を果たすよう努めるものとする。

- 2 前項の規定に関し必要な事項は、DV 防止計画で定める。

（被害者の緊急時における安全の確保）

第28条 市は、第9条第1項第3号に掲げる行為を受けた者（以下「被害者」という。）からの申出があったときは、必要に応じて、被害者（被害者の同伴する家族を含む。）の安全の確保を行うものとする。

第4章 倉敷市男女共同参画審議会

（設置等）

第29条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、倉敷市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議するものとする。
 - (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) DV 防止計画の策定及び変更に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項
- 3 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第30条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 関係団体から推薦された者
 - (4) 事業者から推薦された者
 - (5) 市民
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第31条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第32条 審議会は、必要に応じて専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

第5章 意見の申出等

（意見の申出等）

第33条 市民等は、推進施策又は市が実施する施策で男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて意見がある場合は、市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市長は、前2項に定める申出の処理を適切に行うため、必要に応じて、審議会の意見を聴くことができる。

第6章 雑則

（委任）

第34条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第17号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日条例第53号）

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

9 男女共同参画に関する年表

	世界の動き	国の動き	岡山県の動き	倉敷市の動き
1972年 (昭和47年)	・(第27回国連総会) 1975年を国際婦人年と宣言			
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年(目標: 平等・発展・平和) ・第1回世界女性会議開催(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部を設置 ・婦人問題企画推進本部会議開催		
1976年 (昭和51年)	・「国連婦人の十年」開始(1976年~1985年)			
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定		
1978年 (昭和53年)			・「婦人問題行政連絡協議会」設置	
1979年 (昭和54年)	・(第34回国連総会) 「女子差別撤廃条約」採択		・「岡山の婦人問題を考える会」が発足、意見書を発表	
1980年 (昭和55年)	・第2回世界女性会議開催(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		・「岡山県婦人問題会議」を設置、同会議は「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」を答申	
1981年 (昭和56年)		・「国内行動計画後期重点目標」策定	・「岡山県婦人問題協議会」設置	
1984年 (昭和59年)	・「国連婦人の十年E S C A P地域政府間準備会議」開催			
1985年 (昭和60年)	・第3回世界女性会議開催 ・(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法の改正(父母両血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化) ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」を答申	
1986年 (昭和61年)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・婦人問題企画推進有識者会議開催		
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1988年 (昭和63年)		・女子差別撤廃条約実施状況第1回報告提出		
1989年 (平成元年)				・12月 「倉敷市女性行動計画」策定



	世界の動き	国の動き	岡山県の動き	倉敷市の動き
1990年 (平成2年)	- 国連婦人の地位委員会拡大会議 - 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」改訂(第1次改定) 「育児休業法」公布	「第4次岡山県総合福祉計画」策定(女性の項目新設) 「男女共同参画型社会の実現をめざして」策定	7月 「男女平等に関する意識調査」実施
1992年 (平成4年)		「育児休業法」施行		
1993年 (平成5年)		「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」(パートタイム労働法)施行 「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」決定		
1994年 (平成6年)	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 - 国際人口・開発会議で「行動計画」を採択	- 男女共同参画室設置 - 男女共同参画審議会設置(政令) - 男女共同参画推進本部設置 - 女子差別撤廃条約実施状況第2回・3回報告提出	岡山県婦人問題協議会に「女性の地位と福祉の向上のための総合的方策」について諮問	2月 倉敷市女性問題協議会から「倉敷市新女性行動計画策定にあたっての提言」受理
1995年 (平成7年)	- 第4回世界女性会議ー平等、開発、平和のための行動ーを開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	- 岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」を答申 - 岡山県婦人問題協議会を「岡山県男女共同参画推進協議会」に改称	1月 「くらしき女性プラン」策定
1996年 (平成8年)		- 男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	「男女共同参画社会の実現をめざして」策定	7月 「男女平等に関する意識調査」実施
1997年 (平成9年)		- 男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	「岡山県男女共同参画推進本部」設置	4月 「倉敷市女性ふれあいセンター」を設立
1998年 (平成10年)		男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法ー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」答申	「中国・四国・九州地区男女共同参画推進地域会議」開催	



	世界の動き	国の動き	岡山県の動き	倉敷市の動き
1999年 (平成11年)	ESCAPハイレベル政府間会議開催	「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	「岡山いきいき子どもプラン」策定 - 岡山県男女共同参画推進センター（愛称：ウィズセンター）開館	
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	- 男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 「国の審議会等における女性委員の登用について」決定 - 男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題ー」答申 「男女共同参画基本計画」閣議決定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	岡山県人権政策審議会答申	10月 「男女共同参画都市宣言」市長表明 12月 「倉敷市男女共同参画条例」制定
2001年 (平成13年)		- 男女共同参画会議設置 - 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」決定 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 「育児休業法」改正（対象となる子の年齢の引き上げ等）	「おかやまウィズプラン21」策定 「岡山県人権政策推進指針」策定 「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」公布・施行	1月 「くらしき男女共同参画プラン～第一次倉敷市男女共同参画基本計画～」策定 4月 「倉敷市男女共同参画条例」施行 「倉敷女性ふれあいセンター」を「倉敷市男女共同参画推進センター」に改称
2002年 (平成14年)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	「岡山県男女共同参画審議会」設置	4月 DV被害者緊急一時保護施設を確保 10月 「第13回男女共同参画全国都市会議 in くらしき」を開催



	世界の動き	国の動き	岡山県の動き	倉敷市の動き
2003年 (平成15年)		- 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告提出 「次世代育成支援対策推進法※」公布、施行 「少子化社会対策基本法」公布、施行 「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」公布	「男女共同参画フォーラム in おかやま」開催 「男女共同参画グローバル政策対話岡山会議」開催	
2004年 (平成16年)		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定	「新岡山いきいき子どもプラン」策定	
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会／（北京＋10）世界閣僚級会合（ニューヨーク）	- 男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 - 男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申 「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「岡山県配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 「国の審議会等における女性委員の登用について」男女共同参画推進本部決定 - 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	「改訂岡山県人権政策推進指針」策定 「新おかやまウィズプラン」策定	5月 「くらしき男女共同参画プラン～第一次倉敷市男女共同参画基本計画～」改訂 8月 「男女共同参画推進センター」及び「ファミリー・サポート・センター」をくらしきシティプラザ西ビル6階に仮移転



	世界の動き	国の動き	岡山県の動き	倉敷市の動き
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」(パートタイム労働法)改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008年 (平成20年)	国連総会に「性的指向・性自認に関する声明」提出される	「次世代育成支援対策推進法※」改正 - 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定 「岡山県男女共同参画推進センター」を岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館へ移転	
2009年 (平成21年)		- 育児・介護休業法改正 - 男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」公表	「新おかやまウィズプラン」中間見直し	3月 「倉敷市ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する計画」(倉敷市DV防止計画)策定 3月 「倉敷市男女共同参画条例」改正、4月施行
2009年 (平成21年)				4月 「倉敷市配偶者暴力相談支援センター」を設置 4月 臨床心理士による“こころの相談”を廃止し、心理学専攻の女性相談員を1名新たに配置し、“なやみの相談”を3名の女性相談員で対応 6月 定額給付金・子育て応援特別手当を受給できないDV被害者に同額の臨時生活支援金を給付(6～10月) 8月 「男女共同参画に関するアンケート」(市民・事業所)実施



	世界の動き	国の動き	岡山県の動き	倉敷市の動き
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会／「北京＋15」記念会合	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	「岡山いきいき子どもプラン2010」策定 - 所管部を生活環境部から県民生活部に移管 「男女共同参画課」を「男女共同参画青少年課」に改組	3月 「倉敷市男女共同参画基本計画の策定について」倉敷市男女共同参画審議会へ諮問 10月 男女共同参画作品展として「絵てがみ展」開催 11月 「男女共同参画社会づくり表彰」制度を創設(個人・事業所)
2011年 (平成23年)	- UN Women正式発足 - 第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合		「第3次おかやまウィズプラン」策定 「第3次岡山県人権政策推進指針」策定	2月 「倉敷市男女共同参画基本計画の策定について」倉敷市男女共同参画審議会から答申 3月 「第二次倉敷市男女共同参画基本計画」策定(愛称:くらしきハーモニープラン) 4月 「くらしきハーモニープラン～第二次倉敷市男女共同参画基本計画～」施行 7月 住民生活に光をそそぐ交付金による民間支援団体への補助事業(シェルター設置・運営事業費、DVサポーター養成事業費)(2年間) 10月 日本女性会議への派遣事業開始(倉敷市男女共同参画リーダー養成派遣事業)
2012年 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」施行 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定		6月 「男女共同参画セミナー」を「パートナーシップ向上セミナー」に改称(毎年開催)
2013年 (平成25年)		- 若者・女性活躍推進フォーラムの提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定	「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」の一部改正	8月 日本女性会議を倉敷で開催することが決定 12月 日本女性会議2015倉敷準備委員会が発足
2014年 (平成26年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正	「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	2月 日本女性会議2015倉敷実行委員会が発足 8月 「男女共同参画に関するアンケート」(市民・事業所)実施 9月 ノーベル平和賞受賞者タワックル・カルマンさん講演会開催 10月 日本女性会議2015倉敷プレ大会を開催



	世界の動き	国の動き	岡山県の動き	倉敷市の動き
2015年 (平成27年)	第59回国連婦人の地位委員会／「北京＋20」記念会合	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行（一般・事業主行動計画の策定及び公表等） 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	3月 「岡山いきいき子どもプラン2015」策定	4月 「倉敷市男女共同参画基本計画の策定について」倉敷市男女共同参画審議会へ諮問 10月 日本女性会議2015倉敷を開催 12月 「男女共同参画絵てがみ展」を「男女共同参画マンガ展」に変更
2016年 (平成28年)		- 育児・介護休業法等改正（介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務等） - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）施行 - 女子差別撤廃条約実施状況報告審議（第7回・第8回）	「第4次おかやまウィズプラン」及び「岡山県女性活躍推進計画」策定 「第4次岡山県人権政策推進指針」策定	2月 「倉敷市男女共同参画基本計画の策定について」倉敷市男女共同参画審議会から答申 3月 「第三次倉敷市男女共同参画基本計画」策定 4月 「くらしきハーモニープラン～第三次倉敷市男女共同参画基本計画～」施行 4月 「倉敷市配偶者暴力相談支援センター」の管轄を高梁川流域7市3町に拡大。相談員4名体制となる。
2017年 (平成29年)		「育児・介護休業法」改正		1月 女性活躍推進事業「ワーク・ライフ・バランス推進セミナー」開催 7月 倉敷市男女共同参画推進事業所認定制度創設
2018年 (平成30年)		政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行		
2019年 (令和元年)		「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 - 女性活躍推進法の一部改正 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正		2月 女性活躍推進事業「ダイバーシティ推進セミナー」開催 8月 男女共同参画に関するアンケート（市民・事業所）実施
2020年 (令和2年)		- 性暴力対策強化方針 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	3月 「岡山いきいき子どもプラン2020」策定	4月 「倉敷市男女共同参画基本計画の策定について」倉敷市男女共同参画審議会へ諮問 4月 高梁川流域女性活躍推進事業「はたらきかた発見マルシェ」スタート
2021年 (令和3年)			「第5次おかやまウィズプラン」及び「岡山県女性活躍推進計画」策定	2月 「倉敷市男女共同参画基本計画の策定について」倉敷市男女共同参画審議会から答申 3月 「第四次くらしきハーモニープラン」策定 4月 「第四次くらしきハーモニープラン」施行



10 倉敷市男女共同参画都市宣言

倉敷市男女共同参画都市宣言

男女は人として平等であり

性別にとらわれず個人として尊重されなければなりません

私たちは

あらゆる活動の場とともに参画し

一人の人間として個性と能力をいかし

だれもが心豊かに暮らせる倉敷市をめざし

ここに「男女共同参画宣言都市」となることを宣言します

平成12年10月21日

倉敷市



11 用語解説一覧（50音順）

【あ行】

アライ

英語の「同盟、支援」を意味する「ally」を語源とする言葉。レズビアン、ゲイ、バイセクシャルなど、性的マイノリティの方を理解し支援する方のこと。またはその考え方を指す。

アンコンシャス・バイアス

自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、誰もが持っているものである。その人の過去の経験や知識、価値観、信念をベースに自分なりに解釈して、何気ない発言や行動として現れる。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の思い込み」と呼ばれる。バイアスの対象は性別、人種、年齢などさまざまであり、例えば「女性は料理が得意」「受付業務は女性」などのアンコンシャス・バイアスのほか、職場においても「雑用は若手の仕事と決まっている」「定時で帰る社員はやる気がない」など無意識の「思い込み」「決めつけ」「押しつけ」により、周囲に悪影響を与える恐れがある。自分の持つアンコンシャス・バイアスに気づき、それが周囲にどのような影響を与えているかを自覚することが重要とされる。

イクボス

職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。

インキュベーション

成立して間がない新企業に国や地方公共団体などが経営技術・金銭・人材などを提供し育成すること。

えるぼし

女性活躍推進法に基づく認定制度。

一定の認定基準を満たし、女性の活躍を推進している状況が優良だと認定された企業が取得できる。えるぼし認定を取得した企業は「女性がライフイベントの変化を迎えても働きやすい」「男女関係なく活躍できる」という認知度が高まり、女性の注目を集めている。

（女性の）エンパワーメント

女性の経済・社会的地位の向上をめざして、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識を身に付けていくことや、内に持つ力を発揮しうる環境を整えること。

オレンジリボン

子どもの虐待防止のシンボル。子ども虐待の現状を周りに知らせ、子どもを救うために一人ひとりができることを考え、虐待を受けた子どもたちの幸福を願う気持ちが込められている。

【か行】

カスタマー・ハラスメント

消費者、顧客や取引先からの悪質なクレームや不当な要求のことをいう。



倉敷市男女共同参画推進センター

男女共同参画社会実現のための拠点として、啓発講座・講演会を開催するほか、センター登録団体の活動拠点として支援を行う。また、一般相談のほか、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者の相談・支援を行う。

くるみん

次世代育成支援対策推進法^{*}に基づく認定制度。次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができる。

グローバル化

グローバリゼーション（globalization）のことで、社会的あるいは経済的な連関が、国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大してさまざまな変化を巻き起こす現象。

合計特殊出生率

1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す指標で、15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

固定的性別役割分担意識（固定的な性別役割分担意識）

「男は仕事、女は家庭」というような、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的性別役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されているといわれている。

【さ行】

災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

これまで、災害対応において、女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じてきた。

こうした観点から、令和2年5月に、内閣府男女共同参画局から「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が示された。

このガイドラインには、地方公共団体や自主防災組織などが、平常時からの災害の備えや災害発生時において、男女共同参画の視点から取り組むべき事項が掲載されている。

内閣府男女共同参画局のホームページで確認できる。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

世界経済フォーラムが毎年発表している、経済・教育・保健・政治の4分野での男女平等の度合いを表す指数。2019年の日本の順位である121位は過去最低だった。



次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにした法律。※平成17年4月1日施行。
平成26年度末までの時限立法であったが、法改正により令和7年3月31日まで延長。

就業率

15歳以上の人口に占める完全失業者を含まない就業者の割合。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締結国に対し、政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。昭和54年（1979年）の第34回国連総会において採択され、昭和56年（1981年）に発効。日本は昭和60年（1985年）に批准。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を深めるため、内閣府が制定したシンボルマーク。女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表している。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。
10年間の時限立法。※平成27年9月4日公布・同日施行（一部平成28年4月1日施行）

性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。

性的指向

恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。

性的マイノリティ

身体の性と性自認が一致しないことや性的指向が同性のみに向いていることなどを指す。

「LGBT」は、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（男性を好きになる男性）、バイセクシュアル（同性も異性も好きになる人）、トランスジェンダー（こころと身体の性が一致しない人等）の頭文字を取った、性的マイノリティの総称の一つ。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまなものがある。一般に「セクハラ」と略して使われる。職場以外でも問題になっている。



【た行】

ダイバーシティ

多様性を受け入れ、尊重すること。一人ひとりの「違い」を認め合い、「違い」に価値を見出すという考え。多様性には、人種、性別、年齢などの外的な違いだけでなく、価値観、生き方、考え方、性格などの内的な違いも含む。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的などの暴力のこと。借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力もデートDVでおこる暴力に含まれる。

ドメスティック・バイオレンス

略称であるDVが使われることが多い。DVの用語解説を参照。

【は行】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。※平成13年4月13日公布・10月13日施行（一部は平成14年4月1日施行）

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務（市町村に努力義務）づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。①相談②医学的・心理学的な指導③一時保護④自立支援のための情報提供・援助⑤保護命令制度に関する情報提供・援助⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助。

パートナーシップ宣誓制度

性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、性の多様性が尊重される社会を構築するため、性的少数者のカップルの二人が、その関係性を首長に対して宣誓した事実を証明することで、多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きることができる社会を目指すことを目的として各自治体が導入している制度。

パープルリボン

女性に対する暴力根絶運動の国際的なシンボル。一人でも多くの人が暴力や虐待に対し関心を持つことや、現在暴力を受けている人が勇気を持てるように、という願いが込められている。

パブリックコメント

行政の政策立案過程で国民の意見を募る制度（意見公募手続き）。平成17年6月の行政手続法の改正で新設された。行政機関がホームページなどを通じて素案を公表し、国民が、電子メール、郵便などの方法で意見を提出する。



パワー・ハラスメント

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいう。

ファミリー・サポート・センター

地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織のこと。相互援助活動例：子どもの一時預かりや保育施設への送迎など。

ふれあいサロン

家に閉じこもりがちな高齢者等を対象に、社会参加・健康づくり・仲間づくりなどを目的として活動する場。

北京宣言及び行動綱領

平成7年（1995年）の第4回世界女性会議において採択された。男女平等、開発、平和を目標に掲げ、女性の地位向上とエンパワーメントを達成するために優先的に取り組むべき12の課題を明記した。

ポジティブ・アクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に差が生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのこと。

【ま行】

マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益な取り扱いを行うこと。

【や行】

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条により、要保護児童等の早期発見及びその保護を目的として、関係機関が連携し、情報を共有しながら要保護児童等への適切な対応を図るために設置する機関。協議会とその下に実務者会議を置き、警察、児童相談所、医師会、民生委員・児童委員、関係主管課等で構成される。

【ら行】

ライフステージ

出生・就学・就職・結婚・出産・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階のこと。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

妊娠・出産というしくみを体に持つ、女性の一生を通じた健康のことを、リプロダクティブ・ヘルスといい、強制でなく安全で満足な性生活を営めること、また、いつ何人子どもを産むか、あるいは産まないかということを女性自身の意思で選択していく権利を、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖の自己決定権）という。これらを総称して「性と生殖に関する健康及び権利」と訳されている。



レインボーフラッグ

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー（LGBT）の尊厳とLGBTの社会運動を象徴する旗。フラッグに使われる6色はLGBTコミュニティの多様性を表し、LGBTの権利パレードなどで使用される。

労働力率

就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合のこと。完全失業者とは、働く能力と意思を持ち、しかも本人が現に求職活動をしているにも関わらず、就業の機会が社会的に与えられていない者を指す。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

【英字】

DV

ドメスティック・バイオレンスの略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。その形態は身体的暴力（なぐる・蹴るといった行為）の他に、心理的暴力（大声で怒鳴る、何を言っても無視するなどの行為）、経済的暴力（生活費を渡さないなど経済力を奪う行為）、性的暴力（性的行為を強要する、避妊に協力しないなどの行為）、社会的隔離暴力（交友関係やメールの内容などを監視する、外出を禁止するなどの社会的に隔離する行為）など広範にわたる。

DV相談プラス

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化が懸念されることから、内閣府の運用するDV相談ナビを拡充したもの。令和2年4月から開始され、従来の電話相談に加え、外国語相談やWEB面談を実施している。

ICT

Information & Communication Technology の略。情報通信技術を表す言葉で、日本ではITが同義で使われているが、ITにコミュニケーションを加えたICTの方が、国際的には定着している。

LGBT

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害など心と体の性が一致しない人）などの人々の総称。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。



SDGs（エスディージーズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの17のゴールと169のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上のさまざまな課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、もっとも重要なキーワードであり、新たなものさしとなるもの。

SOGI（ソジ・ソギ）

Sexual Orientation and Gender Identityのことで、どの性別を好きになるか/ならないかを表す「性的指向（Sexual Orientation）」と、自分の性別をどう認識しているかを表す「性自認（Gender Identity）」の頭文字を取った言葉。LGBTがレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーという「誰」を指すのに対し、SOGIは「どんな性別を好きになるのか」、「自分自身をどういう性だと認識しているのか」という「状態」を指し、広い概念を表している。

**第四次くらしきハーモニープラン
(第四次倉敷市男女共同参画基本計画)**

発行年月：令和３年３月

編集：倉敷市市民局人権政策部男女共同参画課

電話：０８６－４２６－３１０５

FAX：０８６－４２６－０９９０

Eメール：gndeql@city.kurashiki.okayama.jp



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。